

4 輸国第 4736 号  
令和 5 年 1 月 16 日

〔北海道農政事務所長  
各地方農政局長  
内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

農林水産省輸出・国際局長  
( 公 印 省 略 )

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部  
改正について

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う食品等に係る諸外国・地域への輸出に関する証明書の発行については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。）の別紙 ZZ-02「食品等に関する放射性物質検査証明書等の発行要綱」（以下「別紙 ZZ-02」という。）に基づき、取り扱われているところです。

今般、台湾向けの食品に係る証明書の発行を、国において開始することを受けて、別紙 ZZ-02 について、下記のとおり所要の改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしくお願ひします。併せて、手続規程の別紙 ZZ-S1「輸出される食品等に関する都道府県による証明書の発行要綱」（以下「別紙 ZZ-S1」という。）についても、下記のとおり所要の改正を行いましたので、管轄自治体への周知をお願ひします。

#### 記

- 1 別紙 ZZ-02 について、以下のとおり改正。
  - ・台湾向けの食品に係る証明書の発行に必要な規定を追記。
- 2 別紙 ZZ-S1 について、以下のとおり改正。
  - ・別紙 ZZ-02 の改正内容を反映。